

# 国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案要綱

## 第一 目的

この法律は、国の行政機関の職員並びに政府関係特殊法人の役員及び職員について、その離職後、国の行政機関又は政府関係特殊法人と密接な関係にある営利企業等の地位に就くことの制限、営利企業等の地位との兼職の禁止等の措置を定めることにより、国の行政機関の業務の公正な執行及び政府関係特殊法人の業務の適正な運営の確保を図ることを目的とすること。 (第一条関係)

## 第二 定義

- 1 この法律において「国の行政機関の職員」とは、次の者をいうこと。
  - 一 国家公務員法第二条に規定する一般職の職員（特定独立行政法人の職員を除く。）
  - 二 国家公務員法第二条第三項に規定する特別職の職員のうち次に掲げる者
    - イ 人事官及び検査官

ロ 内閣法制局長官

ハ 内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び副長官並びに大臣政務官及び長官政務官（国会議員でない者をもって充てられたものに限る。）

ニ 内閣危機管理監

ホ 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官

ヘ 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの

ト 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員

チ 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員（特派大使以下にあっては、国会議員でない者をもって充てられたものに限る。）

リ 防衛庁の職員

- 2 この法律において「政府関係特殊法人」とは、次に掲げる法人（独立行政法人を除く。）をいうこと。
  - 一 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
  - 二 一に掲げるもののほか、法律の規定によりその役員の全部若しくは一部を主務大臣が任命し、又はその役員の全部若しくは一部の任命について主務大臣の認可を要するものとされる法人
- 3 この法律において「認可法人」とは、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を受けた法人（政府関係特殊法人を除く。）をいうこと。
- 4 この法律において「外郭団体」とは、その行う業務が国の行政運営と密接な関連を有するものとして政令で定める法人又は団体（独立行政法人、政府関係特殊法人及び認可法人を除く。）をいうこと。
- 5 この法律において「営利企業」とは、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいうこと。
- 6 この法律において「業者団体」とは、営利企業を営む会社その他の団体を主たる構成員とし、その共通の利益を増進することを主たる目的とする団体又はその連合体をいうこと。

（第二条関係）

### 第三 就職の制限

- 1 国の行政機関の職員並びに政府関係特殊法人の役員及び職員（以下「国の行政機関の職員等」という。）は、その離職後、政府関係特殊法人、認可法人、外郭団体、営利企業又は業者団体の地位（以下「営利企業等の地位」という。）で、その離職前五年間に在職していた国の行政機関又は政府関係特殊法人のうち政令で定めるものと監督関係、契約関係その他の密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならないこと。
- 2 1は、国の行政機関の職員等（国の行政機関の職員のうち事務次官、局長その他これらに準ずるものとして政令で定める官職にある職員及び政府関係特殊法人の役員を除く。）が、政令で定める基準に従い行う任命権者（国家公務員法第五十五条第一項の規定その他の法律の規定により任命権を有する者をいう。以下同じ。）（政府関係特殊法人の職員にあっては、主務大臣。3において同じ。）の承認を受けた場合には、適用しないこと。
- 3 任命権者は、2の承認を行い、又は行わないこととする場合には、国家公務員離職者就職等審査会に付議し、その議決に基づいて行わなければならないこと。

( 第三条関係 )

#### 第四 兼職等の禁止

- 1 国の行政機関の職員等は、営利企業若しくは業者団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位に就き、又は自ら営利企業を営んではならないこと。
- 2 1は、国の行政機関の職員等が、政令で定める基準に従い行う任命権者（政府関係特殊法人の役員及び職員にあっては、主務大臣。3において同じ。）の承認を受けた場合には、適用しないこと。
- 3 第三3は、任命権者が2の承認を行い又は行わないこととする場合について準用すること。

( 第四条関係 )

#### 第五 政府関係特殊法人の役員の任命等

- 1 政府関係特殊法人の役員の任命又は当該役員の任命に係る認可に当たっては、当該政府関係特殊法人の役員の数的一定割合以上のものが、国の行政機関の職員の経歴を有する者で政令で定めるものによっ

て占められることとなつてはならないこと（一定割合は、当分の間、三分の一とすること。）。

- 2 政府関係特殊法人の職員の任用に当たっては、当該政府関係特殊法人の職員のうち政令で指定する地位にある者の数の一定割合以上のものが、国の行政機関の職員の経歴を有する者で政令で定めるものによつて占められることとなつてはならないこと（一定割合は、当分の間、四分の一とすること。）。
- 3 政府関係特殊法人の役員任命又は当該役員任命に係る認可に当たっては、政府関係特殊法人の役員経歴を有する者が、当該役員地位に就くこととなつてはならないこと。
- 4 3は、政府関係特殊法人の役員経歴を有する者が、政令で定める基準に従い行う主務大臣の承認を受けた場合には、適用しないこと。
- 5 第三3は、主務大臣が4の承認を行い又は行わないこととする場合について準用すること。

（第五条関係）

## 第六 役員給与等の支給基準

政府関係特殊法人の役員が受ける給与及び退職手当の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律

の適用を受ける国家公務員の給与及び退職手当の例に準じて定められるものとする。 ( 第六条関係 )

## 第七 国会への報告

内閣は、毎年、遅滞なく、国会に対し、前年において任命権者又は主務大臣が行った次の 1 から 3 までに掲げる承認の処分に関し、それぞれ 1 から 3 までに掲げる事項その他必要な事項を報告しなければならないこと。

- 1 第三 2 の承認の処分 承認に係る者が離職前五年間に在職していた第三 1 の国の行政機関又は政府関係特殊法人のうち政令で定めるものにおける官職等、承認に係る営利企業等の地位及び承認をした理由
- 2 第四 2 の承認の処分 承認に係る者が承認の時に在職していた国の行政機関又は政府関係特殊法人における官職等、承認に係る第四 1 の地位 ( 自ら営利企業を営むことに係る承認の処分にあつては、当該営利企業の事業の内容 ) 及び承認をした理由
- 3 第五 4 の承認の処分 承認に係る者が有する政府関係特殊法人の役員の経歴、承認に係る政府関係特殊法人の役員の地位及び承認をした理由

( 第七条関係 )

## 第八 その他

- 1 第三 1 に違反して営利企業等の地位に就いた者及び第四 1 に違反した者は、一年以下の懲役又は十  
万円以下の罰金に処すること。 ( 第八条関係 )
- 2 国家公務員離職者就職等審査会の設置、施行期日及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置、関係法  
律の整備その他必要な事項については、別に法律で定めること。 ( 附則関係 )